

第2章 現状及び課題

第1節 取組成果

1 情報化計画のあゆみ

本県では、県の長期総合計画の策定に合わせ、平成13年度から10年間の「ハイクオリティ電子社会ふくしまの創造」を基本目標とした、情報化推進計画を策定しました。

基盤整備を主とした1期・2期の基本計画を経て、平成19年度に見直した第3期からは、基本目標である「ITでつながるふくしまの知恵と心」を実現するため、県民誰もがいつでもどこでもICTを自由に活用してその利便性・有用性を享受し、実感できる高度情報通信社会の実現を目指し、様々な施策を実施してきました。(図表1「情報化計画の歩み」(P.5))

こうした中、平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、福島県内では最大震度6強の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸で大津波が発生し、大きな被害が生じました。この震災では、情報通信インフラにも甚大な被害が発生し、伝送路やアクセス回線の断絶や停電による局舎等の電源枯渇によって通信ができない地域が生じたり、通信量の増大や緊急通報等重要通信確保のための通信規制による混雑が生じたりするなど、県民生活はもとより災害復旧活動にも大きな影響を与えました。

平成24年3月に策定した第4期計画では、こうした状況を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興を念頭に置いた計画としました。

この間に、超高速ブロードバンドサービスや携帯電話は、県内のほとんどの世帯・事業所で利用可能となり、3.9世代携帯電話アクセスサービス(LTE^(※3))を利用したスマートフォンやタブレット端末によるインターネットの利用も急速に伸びています。(図表3「ブロードバンド世帯普及率」、図表4「インターネット利用者数、人口普及率」(P.15))

また、平成24年3月31日には東日本大震災の影響のため延期されていたテレビ放送の地上デジタル放送への完全移行が県内でも始まるなど、情報通信基盤や利用環境の整備が進み、県民生活にICTを活かすことが容易になってきました。

インターネットを中心としたICT利活用は、電子商取引を始めとして経済活

※3 Long Term Evolutionの略。「3.9G」と呼ばれ、高速データ通信を実現する移動体通信の規格。

動全般に欠かせないものとなったほか、個人の生活スタイルの変革にも影響を及ぼしています。

図表 1 情報化計画の歩み

計画・期間	テーマ	主な取組み	成果
第 1 期 H13～ H15 年度	基盤整備	電子県庁の基幹となる基盤整備	県の基幹ネットワーク「うつくしま世界樹」の整備 ほぼ全職員に対するパソコンの配備
第 2 期 H16～ H18 年度	基盤整備 ソフトウェア	電子県庁の基幹となるソフトウェア基盤の整備 地域における通信環境の整備	電子自治体の構築 地域の情報通信環境の整備促進 IT を活用した暮らしの充実と地域活性化の推進 情報セキュリティの確保と新たな検討課題への対応
第 3 期 H19～ H22 年度	基盤整備 開かれた電子自治体 IT を活用した産業振興 IT を活用した県民生活の充実	情報通信基盤の整備促進 電子県庁の推進 ・県民利便性・行政サービス向上 ・ICT を活用した業務改革	情報化の基本的問題の解決 ・情報通信基盤の整備促進 ・情報リテラシーの向上 電子県庁の推進 ・各行政分野での情報化推進
第 4 期 H23～ H26 年度	ICT の活用	情報通信格差の解消 地上デジタル放送化への対応 電子県庁の推進 新たな技術・サービスへの対応	地域の情報通信環境整備の充実 教育現場への ICT の導入 震災からの復旧・復興をアピールする情報発信 ICT 関連産業の振興 ICT 人材育成 災害対応力 (BCP) の向上

2 前計画の取組成果

第 4 期計画では、東日本大震災・原子力災害を機に計画が全面的に見直された県の最上位計画である福島県総合計画「ふくしま新生プラン」と、福島県復興計画で描いた将来の姿を実現するため、両計画に掲げる以下の分野の施策に連動した取組を行ってきました。

「人と地域が輝くふくしま」(人、教育、文化、地域)

「活力に満ちたふくしま」(産業、交流)

「安全・安心に支えられたふくしま」(保健、医療、福祉、防災)

「思いやりにあふれたふくしま」(環境、社会)

「福島県復興計画に描かれたふくしま」(絆、基盤)

主な成果は以下のとおりです。

(1) 人と地域が輝くふくしま (人、教育、文化、地域)

情報リテラシーの向上については、子どもたちに情報化社会を主体的に生きていくための能力を身につけさせることが必要であることから、学校において I C T を活用した学習活動や情報セキュリティ、情報モラルに関する授業を実施するとともに、教育センターにおいて指導力向上講座を開催し、教員の資質向上を図りました。

また、インターネットを活用したライブ授業や e ラーニングを実施し、中山間地域における教育環境の充実を図りました。

県とふくしま I C T 利活用推進協議会^(※4)では、避難を余儀なくされている住民や高齢者を対象としたパソコン教室を開催するなど、リテラシーの向上を図りました。

情報通信基盤の整備については、光ファイバ網によるブロードバンドネットワークや携帯電話基地局整備について、採算性等の問題から民間通信事業者による取組が期待しにくい地域では、国や県の補助事業を活用して市町村が主体的に整備を進めてきた結果、ブロードバンド世帯カバー率は、平成 26 年 3 月には 100% になっており、携帯電話通話エリアの世帯カバー率も平成 26 年 5 月 1 日現在、99.83% に達しています。

特に、津波や地震で被災した光ファイバ網については、いわき市や広野町などにおいて、国の補助事業を活用した復旧事業が行われました。

また、避難指示区域が解除された田村市及び川内村においては、事業者の協力もあって携帯電話通話エリアの拡大が進み、住民の帰還に向けた生活環境の確保が図られました。

平成 24 年 3 月 31 日に放送開始となった地上デジタル放送については、約 2 万 4 千世帯あった難視世帯について、避難指示区域等を除き難視地区の解消が図られました。

※4 福島県内の産学官が協力、連携して県全体の高度情報化の推進を図り、もって I C T を利活用した県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的としている団体で、福島県をはじめ県内の自治体、各種団体、企業 141 団体 (平成 27 年 1 月現在) が会員となっております。

(2) 活力に満ちたふくしま (産業、交流)

光ファイバ網や L T E 等の整備による回線速度や容量の向上、スマートフォンなどの普及によって、多くの情報をやりとりすることが可能となっていることから、オンラインショップ「キビタン市場」の運営や大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン等を実施し販路の拡大や観光誘客に努めたほか、消費者と農林漁業者を対象としたメールマガジンの配信等を行いました。

また、企業立地補助金等により県内のデータセンターの建設及びそれに伴う雇用の創出に対して支援を行いました。

(3) 安全・安心に支えられたふくしま (保健、医療、福祉、防災)

東日本大震災の教訓を踏まえ、主要機器の二重化や非常用電源による停電対策など、信頼性と耐災害性を向上させた総合情報通信ネットワークシステムの整備、会津・南会津地域の医療機関を結び診療情報を共有する地域医療連携ネットワークシステムの構築などを行いました。

また、米・野菜・果物等の放射性物質検査に関する安全管理システムを確立し正確な情報発信を行うなど、県産農林水産物の安全・安心の確保と風評の払拭に努めました。

(4) 思いやりにあふれたふくしま (環境、社会)

県ホームページの管理システム更新に合わせ、各部署のホームページが JIS X 8341-3:2010^(※5) や総務省「みんなの公共サイト運用モデル」に準拠したウェブアクセシビリティとなるよう、自動的にチェックするシステムを導入したほか、電子入札、申請届出オンラインシステム及び「うつくしま、ふくしまマップ」の運用等により、県民の利便性向上と負担軽減を図りました。

また、避難を余儀なくされている方々を対象としたパソコン教室等においては、同年代のアクティブシニア (I C T 利活用に積極的な高齢者) に指導いただき、 I C T を趣味に役立てる方法等も伝授しました。

※5 日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第 3 部 : ウェブコンテンツ」 県のホームページでは、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう、職員がホームページ管理システムを利用してページを作成する際のガイドライン (福島県ウェブアクセシビリティガイドライン) を策定し、ウェブアクセシビリティに配慮したページの作成を行っている。

(5) 福島県復興計画に描かれたふくしま (絆、基盤)

県内各所で測定した空間線量率や農林水産物等の放射性物質検査に関する情報を迅速に公開・発信するとともに、「応援したくなる福島」「訪れたくなる福島」にイメージを転換するために、情報発信戦略に基づき、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) も活用しながらふくしまの「魅力」と「今」を伝える情報発信を行いました。

また、県内外に避難されている住民にデジタルフォトフレームやタブレット端末を活用した、空間線量率や様々な支援情報、ふるさとの風景などを提供する市町村の電子回覧板の取組を支援しました。

県情報通信ネットワークについては、回線の二重化、携帯電話回線を用いた臨時回線の設置、ネットワーク接続パソコンの設定作業の自動化など、非常時でも止まらない通信インフラを整備しました。東日本大震災の際にアクセスが集中した県ホームページについては、アクセスが集中しても閲覧を可能とするシステムを導入しました。また、各合同庁舎に災害情報を無線 LAN で県民に提供するシステムを構築しました。

さらに、県庁内の各種システムについては、ICT部門の業務継続計画 (BCP) を策定するとともに、業務継続の重要性を踏まえ、庶務システムや財務会計システム等比較的大きなシステムをデータセンターに移設したほか、老朽化したシステムについては更新を実施しました。

情報化の取組による主要な成果は図表 2 のとおりです。

図表2 前計画の取組成果

<p>人と地域が輝く ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業 ○光ファイバ通信基盤整備促進事業 ○地上デジタル放送共聴施設整備支援事業 ○中山間地域インターネット活用学力向上支援事業（ライブ授業、eラーニング） ○教育センター研修事業（情報セキュリティ対応講座、I C T 活用指導力向上講座） ○リテラシー向上事業（パソコン教室等の開催）
<p>活かに満ちた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○I C T による広域連携商業ネットワーク整備事業（被災地域の買い物環境整備） ○会津地域産学官連携型 I T 雇用創出事業（地元 I T 企業による技術者養成講座） ○ごちそうふくしま絆づくり推進事業（消費者や農林漁業者を対象にメールマガジンを配信） ○オンラインショップ運営事業（風評払拭や販路開拓のためのオンラインショップ） ○大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業 ○企業立地補助金（データセンター建設支援）
<p>安全安心に支えられた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総合情報通信ネットワーク事業（県庁、出先機関、市町村、消防本部及び防災機関で災害情報を収集・配信） ○ふくしまの恵み販売力強化事業（Web による情報発信など） ○総合医療情報システム運営事業 ○地域医療連携ネットワークシステム導入事業（会津・南会津医療圏の連携） ○防災事務連絡システム（被害状況等の収集・伝達・共有化、避難情報の提供）
<p>思いやりにあふれた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コンテンツマネジメントシステム更新事業 ○インターネット広報広聴事業 ○電子入札推進事業 ○申請・届出オンライン化事業 ○うつくしま、ふくしまマップホームページ掲載事業 ○点字即時情報ネットワーク事業
<p>福島県復興計画に描かれた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「新生ふくしま」戦略的情報発信事業 ○ふるさとの絆電子回覧板事業 ○「ふくしまからはじめよう」動画発信事業 ○避難者情報データベース事業 ○除染情報プラザからの情報発信 ○I C T 部門の B C P 計画策定 ○総合情報通信ネットワーク事業（再掲） ○総合行政ネットワーク事業（L G W A N） ○情報通信基盤運営事業（グループウェアの更新） ○税務システムの改善 ○建設業管理システム運営事業 ○農林土木事業管理システムの運用 ○企業局財務会計システム運用事業 ○病院局財務会計システム整備事業 ○うつくしま教育ネットワーク事業 ○県立学校 I T 環境整備事業（教員系 P C の整備） ○県立博物館 I T 化事業（収蔵資料のデータベース化） ○県立図書館情報ネットワーク推進事業（県立図書館と市町村図書館を連携）

第2節 情報化に関する当面の課題

第4期計画の分野毎に整理した課題は、以下のとおりです。

(1) 人と地域が輝くふくしま

子どもたちが情報化社会を生き抜く力を育むため、教育現場での I C T の一層の利活用促進や、情報モラル・情報リテラシーの向上を図っていくことが必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等の地域については、帰還に向けた環境整備を進めるため、地上デジタル放送の視聴や携帯電話の通話エリアを確保するための取組が必要です。

また、光ファイバ網については、会津若松市、郡山市、いわき市における未整備地区の解消や原発避難指示区域における復旧が必要になるほか、市町村が整備した光ファイバ網の更新時期が数年後に到来することから、そのための財源確保や一層の利活用が課題となります。

過疎・中山間地域における携帯電話不通話エリアの解消については、居住地域のみならず、地域振興や安全確保の観点から観光地、峠道、トンネル等での整備が求められています。

(2) 活気に満ちたふくしま

本県産業の持続的な発展に向けて、地域経済の核となる中小企業の復興は欠かせません。今後も I C T を活用した中小企業等の事業継続・再開などに対する積極的な支援が必要です。

県内では工場の新増設の動きが急増していますが、データセンター等が東京圏に一極集中する中、東日本大震災を契機にその分散の必要性が高まっていることから、I C T 関連企業等の県内への誘致を促進し、雇用の創出を図ることが求められています。

また、農林水産物や県産品の販路拡大、観光誘客に向けて、効果的な情報発信が必要になっています。

(3) 安全・安心に支えられたふくしま

食の安全性などに関する正確な情報発信を継続して行っていくことが必要です。

また、I C T による医療連携ネットワークの整備によって患者の情報を相互に有効活用する取組や、地域防災機能の更なる強化を図り、県民の安全を守ることが必要です。

(4) 思いやりにあふれたふくしま

県ホームページのアクセシビリティの向上や福祉関係ホームページの機能拡大、申請・届出オンラインシステムの充実など、様々な情報通信機器や技術の進展に合わせた、継続的な利便性向上・拡充の取組が必要です。

(5) 福島県復興計画に描かれたふくしま

避難指示のため役場機能を移転したままの町村もあり、防災、医療、福祉等を総合的に情報提供できる仕組みを構築するなど、安心して暮らせる I C T による復興まちづくりが求められます。

また、避難を余儀なくされている方々が依然として 12 万人を超えていることから、ふるさと情報や行政情報など様々な情報発信について継続的な取組が必要です。

さらに、SNS や動画コンテンツを活用し、風評払拭のためのふくしまならではの効果的でタイムリーな情報発信が必要となっています。

電子県庁の推進では、仮想化技術を活用したサーバーの統合などによる全体最適化や、日々、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策が必要となっています。また、社会保障・税番号制度^(※6)に対する情報システムの新設・改修やその利活用についても的確に対応していくことが求められています。

第3節 本県を取り巻く社会経済情勢

(1) 東日本大震災及び原子力災害の発生

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に甚大な被害をもたらしました。多くの県民が県内外に避難を余儀なくされ、また、製造業、農林水産業、観光関連産業などが大きく落ち込み、復興に向け懸命の努力が続けられていますが、風評は今も続いています。国内では集中豪雨、噴火、豪雪などの自然災害も頻発しています。

(2) 人口減少・少子高齢化社会の急激な進行

※6 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）（平成 25 年 5 月 31 日公布）」番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

我が国は一層少子高齢化が進行するとともに、本格的な人口減少社会に突入しており、生産年齢人口の減少や経済社会の持続的な発展への影響が懸念されています。本県の人口も平成10年1月の213万8千人をピークに減少し始め、東日本大震災及び原発災害により、特に若い世代を中心に県外への人口流出が進んだことから、平成26年12月現在では約193万6千人となっています。

(3) グローバル化の進展

貿易の自由化、国境を越えた経済活動の拡大などにより世界経済の一体化が進出し、また、アジア地域が急激な経済発展を遂げる一方、欧州などの先進国における経済停滞などを背景に多極化が進行しており、情報通信機械や電子部品など外需への依存度が高い県内企業が大きな影響を受けています。

(4) 資源・エネルギー問題への関心の高まり

新興諸国における経済成長等によりエネルギー資源の需要が増加しており、また、原子力発電所の事故を受けて、エネルギー政策をめぐる議論が活発化しています。また、県内外において太陽光発電などの再生可能エネルギーが重要視され、導入促進や研究、エネルギーマネジメントなどの取組が進められています。

(5) ライフスタイルの変化

社会環境の変化に伴って、ライフスタイルが変化しています。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、安心して快適に暮らすことができる生活環境づくりが進められています。

第4節 情報化の進展

I C Tは急速な技術的発展により、今やあらゆる分野・領域に活用できる必要不可欠な基盤・道具として経済を成長させる原動力となるとともに、社会生活を大きく変えようとしています。

このような背景には、光回線の大容量化など大容量・高速通信を可能とするインターネットの社会基盤化により、クラウド・コンピューティング^(※7)という新たな情報処理技術の利用形態が一般化したことがあります。加えて、携帯電話回線の高

※7 データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。

速化 (L T E) により、持ち運び自由な情報端末であるスマートデバイスが急激に普及し、県民にとっても情報の利活用に対する考え方や感覚を大きく変化させ続けています。

情報システムのクラウド化の進展により、膨大な情報処理能力を容易に獲得することが可能となっており、ビッグデータ^(※8) やオープンデータ^(※9)という言葉に集約されるように、社会の中に大量に存在・流通・蓄積されるデータの活用による新たなビジネスの創造や利便性の高いサービスの提供などに対する期待感が高まっています。

データの収集を可能とするセンサーも小型化、低消費電力化、低価格化により普及が進んでおり、ウェアラブル端末に代表される新たな情報端末の登場や M 2 M^(※10)、I o T^(※11) 技術の進化により、自動車や住宅といったこれまでは通信とは縁遠いものと思われてきたものが通信と密接な存在となることで、新たなサービスが生み出されると予想されています。

また、それまで主流であった従来型携帯電話からスマートフォンへの移行や、パソコンからタブレット端末への移行が進んでいます。(図表5「情報通信機器の普及」(P.16)) このことは、単なる機器の変更にとどまらず、提供されるサービスの変化・多様化や情報利活用に変化をもたらしています。フェイスブックやツイッター、LINEをはじめとする SNS の爆発的な普及により、人と人とのコミュニケーションの有り様が変わっているだけでなく、ビジネス分野においても、これらを活用したサービスの提供が行われています。

一方、個人情報の漏えい事故の報道は後を絶たず、高度情報化社会への急速な移行は情報漏えいリスク管理の複雑化をもたらし、個人のみならず地方自治体、企業あるいは国家レベルに至るまで、これまで以上に適切な情報管理が求められています。

I C T の進展により快適で便利な生活が送れるようになった反面、コンピュータやネットワーク等を悪用した「サイバー犯罪」の高度化・巧妙化や迷惑メール・悪質サイトによる有害情報の氾濫、アプリケーション等の誤設定による予期せぬ情報

※8 利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

※9 政府や地方公共団体が統計・行政などのデータを二次利用しやすい形で公開すること。

※10 Machine-to-Machine の略。ネットワークに繋がれた機械同士が人間を介在せずに相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステムのこと。

※11 Internet of Things の略。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。

流出の発生など、様々な社会問題も顕在化してきており、複雑化した情報社会において安全に情報を活用するためには、一人一人が情報モラルを身につけることが重要となっています。

地方自治体においては、このような I C T 分野の急速な技術的发展や情報の利活用の変化等に迅速に対応し、公共サービスにも活用していくことが必要となっており、また、情報セキュリティへの適切な対応が求められています。

図表3 ブロードバンド世帯普及率(平成26年9月末現在)

平成26年9月末現在の全国平均のブロードバンドの世帯普及率(LTEを除く)は82.9%と、前年同期の77.5%と比較して、5.4ポイント増となっています。

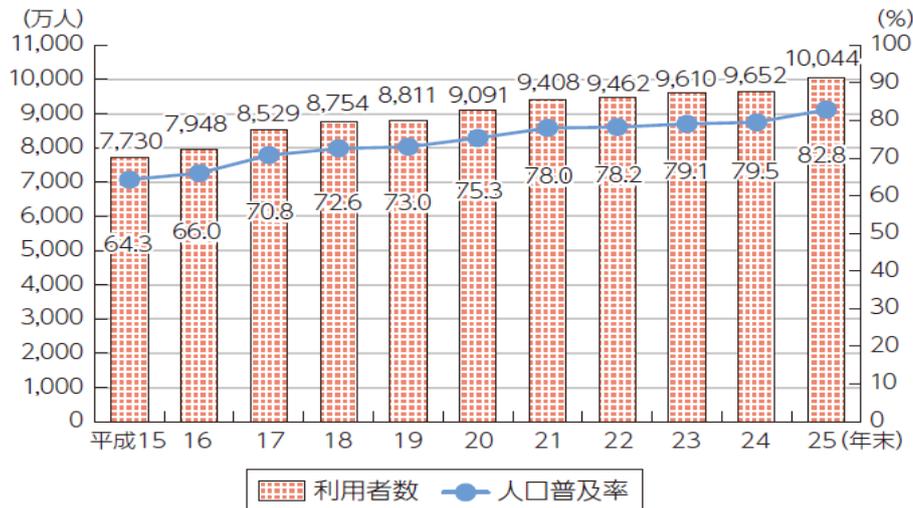
本県は、69.2%と前年同期(63.1%)と比較して、6.1ポイント増と、増加幅が大きくなっています。

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北合計	全国合計
FTTH	202,339 (34.6%)	214,565 (41.6%)	480,208 (50.5%)	168,489 (39.6%)	200,848 (49.3%)	365,468 (48.1%)	1,631,917 (44.8%)	26,003,056 (46.5%)
DSL	47,946 (8.2%)	43,479 (8.4%)	68,701 (7.2%)	32,567 (7.7%)	34,393 (8.4%)	56,869 (7.5%)	283,955 (7.8%)	4,070,566 (7.3%)
CATV	13,240 (2.3%)	10,322 (2.0%)	55,220 (5.8%)	23,451 (5.5%)	13,832 (3.4%)	0 (0.0%)	116,065 (3.2%)	5,971,322 (10.7%)
FWA	1	68	15	0	0	55	139	7,387
BWA	57,600 (9.8%)	51,231 (9.9%)	154,866 (16.3%)	40,909 (9.6%)	49,716 (12.2%)	103,465 (13.6%)	457,787 (12.6%)	10,339,976 (18.5%)
合計	321,126 (54.9%)	319,665 (62.0%)	759,010 (79.8%)	265,416 (62.4%)	298,789 (73.3%)	525,857 (69.2%)	2,489,863 (68.3%)	46,392,307 (82.9%)

※1 上段は東北総合通信局発表の各ブロードバンドサービスの契約数(平成26年9月末現在)
 ※2 世帯普及率の母数となる世帯数は、総務省自治行政局発表の住民基本台帳に基づく世帯数(平成26年1月1日現在)による。
 ※3 FWAは契約数が少数のため世帯普及率は省略。
 ※4 平成25年3月末集計から、総務省では「ブロードバンド」の内訳に3、9G携帯データサービスを加えたが、各世帯のブロードバンド契約と重複すると考えられることからこの表には含まない。
 (総務省東北総合通信局公表資料より作成)

図表4 インターネット利用者数、人口普及率

平成25年末の我が国のインターネット利用者数^{※12}は、平成24年末より392万人増加して1億44万人(前年比4.1%増)、人口普及率は82.8%(前年差3.3ポイント増)となりました。



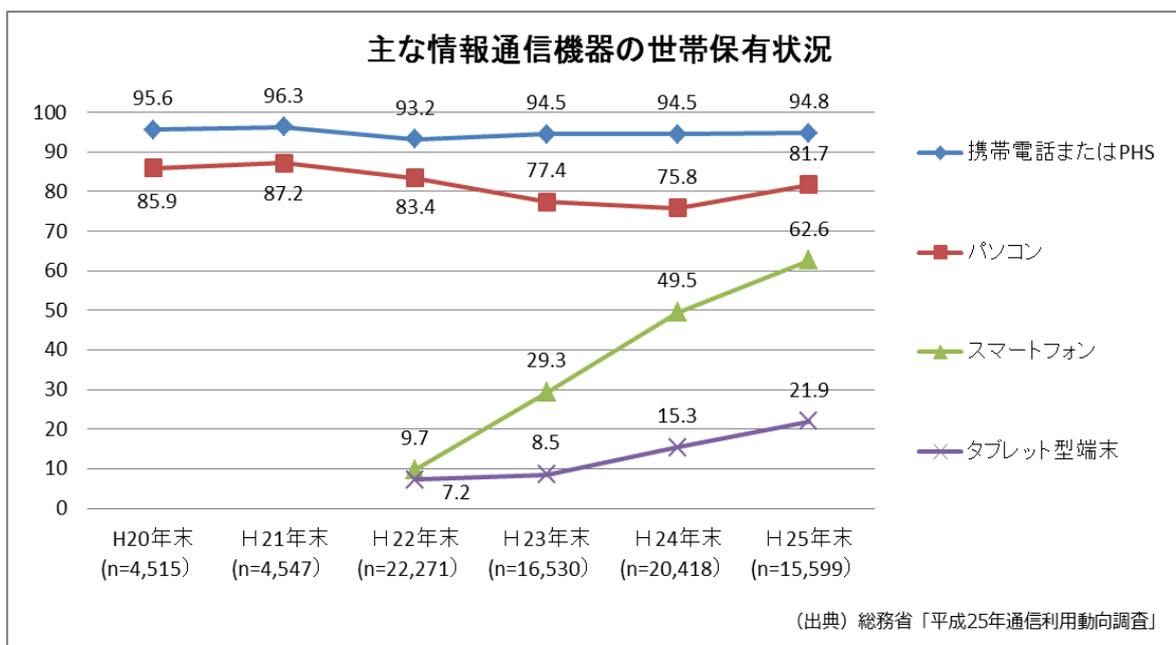
(出典) 総務省「平成25年通信利用動向調査」

※12 ①調査対象年齢は6歳以上。②インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かは問わない。)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。③インターネット利用者数は、6歳以上の推計人口(国勢調査結果及び生命表等を用いて推計)に本調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出④通信利用動向調査については、無回答を除いて算出している(ただし、図表情報通信端末の世帯保有率の推移を除く)。

図表5 情報通信機器の普及

平成25年末の情報通信機器の普及状況を見ると、「携帯電話・PHS^(※13)」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ94.8%、81.7%となっています。

また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン^(※14)」は、62.6%（前年比13.1ポイント増）と急速に普及が進んでいます。



※13 「携帯電話・PHS」には、平成21年末から平成24年末までは携帯情報端末（PDA）も含めて調査し、平成22年末以降はスマートフォンを内数として含む。なお、スマートフォンを除いた場合の保有率は76.5%である。

※14 「スマートフォン」は「携帯電話・PHS」の再掲である。

第5節 国の動向

1 国の情報化政策の動向

1990年代以降、世界中でインターネットが急速に普及し、世界各国において情報通信基盤の整備が国家戦略として進められる一方、我が国においても、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が施行されました。IT基本法により設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」は、同年、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目標に「e-Japan戦略」を策定、さらに、平成15年に「e-Japan戦略Ⅱ」を策定し、その結果、情報通信基盤の整備が飛躍的に促進されました。平成18年に策定した「IT新改革戦略」は、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できるユビキタス社会の実現」を目的とし、より一層情報通信基盤の整備が促進されました。

情報通信基盤の整備が進展する一方、それまでのIT政策は技術優先指向とサービス供給側の論理に偏っていたとの反省から、国民（利用者）の視点に立った人間中心のデジタル社会の実現を図るため、平成21年、「i-Japan戦略2015」が策定されました。

さらに、平成22年には、政府・提供者が主導する社会から納税者・消費者である国民が主導する新たな国民主権の社会が早期に確立されるよう、「新たな情報通信技術戦略」が策定されました。

これまでの取組により、日本はインフラ整備においては世界最高水準となり、その後、IT利活用を中心に政策を進めてきましたが、多くの国民がその成果を実感するには至らず、国際的にみても、日本は世界最先端のIT国家としての地位を失いました。

このことから、平成25年1月、IT政策の立て直しに関する内閣総理大臣からの指示を受け、平成25年3月よりIT総合戦略本部の下に「IT戦略起草委員会」を設置して検討を行い、同年6月、世界最高水準のIT社会をIT利活用においても実現することを目指した、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されました。

この「世界最先端IT国家創造宣言」では、2020年までの5年程度の期間に、世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目指し、また、東日本大震災からの復興の加速化にも資するよう、デジタル技術における急速な技術革新とグローバルな情報社会の進展を踏まえ、目指すべき社

会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を官民挙げて推進することとしています。

「世界最先端 I T 国家創造宣言」は、平成 26 年 6 月に変更されています。

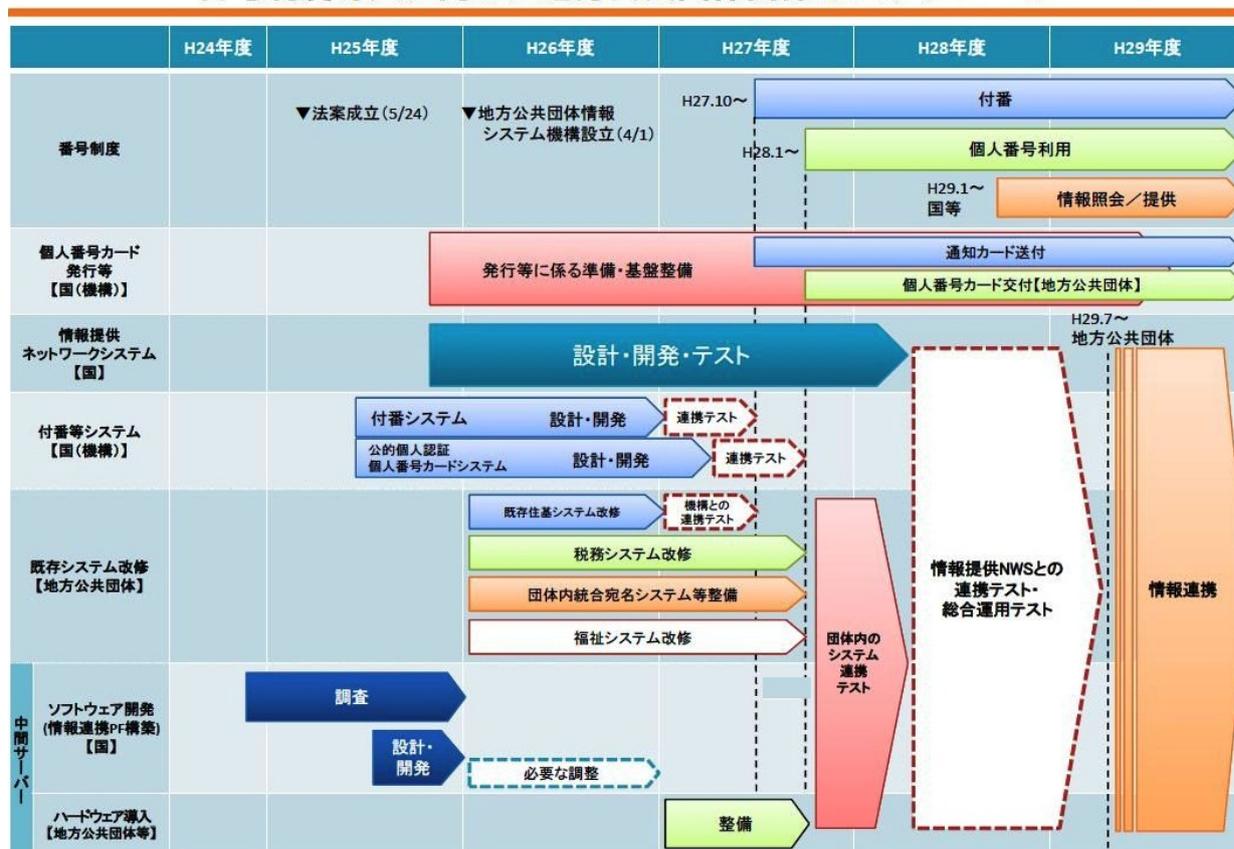
2 マイナンバー制度の導入

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）のほか、関連法が成立しました。

これらの法律によってマイナンバー制度が導入され、新たに国民一人一人に番号を付番し、社会保障制度、税制、災害対策の分野において、個人情報保護に十分配慮しつつ、国と地方公共団体等が、効率的な本人の確認や記録の管理、迅速な情報連携を行うことにより、的確な社会保障給付や公平な税の徴収、申請等の添付書類の削減が図られ、行政の効率性・透明性の向上と住民にとって利便性の高い公正・公平な社会の実現が期待されています。

また、預金口座のマイナンバーの付番や医療分野等における利用範囲の拡充等を行うため、マイナンバー法の改正も検討されています。

番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



(出典：総務省「番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール (平成 25 年 11 月 7 日)」)

3 自治体クラウドの推進

「世界最先端 I T 国家創造宣言」においては、「目指すべき社会・姿を実現するための取組」として、「国・地方を通じた行政情報システムの改革」が掲げられ、地方自治体の具体的な取組として「自治体クラウドも、番号制度導入までの今後 4 年間で集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。」とされています。

4 「I C T 成長戦略 II (スマート・ジャパン I C T 戦略)」

総務省の取りまとめた「I C T 成長戦略 II (スマート・ジャパン I C T 戦略)」においては、I C T を活用して様々なモノ、サービスを繋げることにより、新たなイノベーションを創出することを目指して、G 空間^(※15) プラットフォーム、I C T 街づくりプラットフォーム、ビッグデータ・オープンデータの活用、無料公衆無線 L A N 整備の促進、4 K / 8 K^(※16) 利活用推進、及びユビキタスネットワークの整備など、プラットフォームやインフラなどについて共通基盤の整備や相互活用などにより、「地域の活性化」「社会的課題解決」に取り組むとされています。

5 オープンデータ・ビッグデータの活用

企業では、すでに顧客情報やソーシャルメディア等から得られる膨大な情報(ビッグデータ)を収集・分析し新たなビジネスを創出しようとする動きが始まっています。

また、オープンデータについては、国・地方自治体が有する公共データが、信頼性の高いデータとして民間でのニーズが高いことから、二次利用可能なデータ形式で、原則として民間開放する動きが加速しています。さらに、オープンデータとビッグデータの組み合わせにより新サービス等が創出され、企業活動や消費者行動にイノベーションがもたらされることが期待されることから、国では、その実現に向けた環境整備を進めています。併せて、オープンデータやビッグデータのうち利用価値が高いとされているパーソナルデータの利活用を円滑にするために、個人情報保護法の改正も検討されています。

※15 地理空間と同義。地理空間情報は地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)において、位置情報(空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。))及び位置情報に関連づけられた情報と定義されている。

※16 既存のフルハイビジョンの4倍、8倍の画素の解像度を持つ高精細液晶パネルの液晶テレビの総称

6 イノベーション・コースト構想

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域が設定された福島県内 12 市町村の復旧・復興を進めるための「避難解除等区域復興再生計画」として、浜通り地方にロボットの研究開発拠点などを整備する「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想」が国において決定され、「ロボット研究・実証拠点整備等に関する検討会」など 3 つの検討会の下、具体的・技術的な検討が行われているほか、農林水産業やエネルギー関連分野でも先進的な取組が実施に移され、浜通り地方の復興のエンジンとなることが期待されています。

7 まち・ひと・しごと創生^(※17)

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。

この法律では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとされており、国の総合戦略では、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資する I C T の利活用を推進するとしています。

※17 (まち・ひと・しごと創生法案の提案理由及び要旨：第 187 回国会 地方創生に関する特別委員会 第 2 号 (平成 26 年 10 月 14 日)) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、小さな村落から大都市まで、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、育成を含め確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進、すなわち、まち・ひと・しごと創生が重要となっております。